

スーパー定期 < 単利型 >

(2024年10月1日現在適用中)

1. 商品名 [愛称]	○自由金利型定期預金 (M型) < 単利型 > [預入金額 300 万円未満……スーパー定期 ] [預入金額 300 万円以上……スーパー定期 300 ]
2. ご利用いただける方	○法人および個人のお客さま
3. 預入期間	○定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ○期日指定方式 1ヶ月超5年未満 ○定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続) の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ※個人のお客さまは店舗 (窓口) でのお預け入れに限ります。インターネットバンキングでのお預け入れはできません。 ○1円以上 300 万円未満……スーパー定期 300 万円以上……スーパー定期 300 ○1円単位
5. 払戻方法	○満期日以降に一括して払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	○預入時の約定利率 (原則として預入時の当行ホームページ等に表示する利率) を満期日まで適用します。 ※利率については、窓口等にお問い合わせください。 ○預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括してお支払いいたします。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日 (預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日) 以後および満期日以後に分割してお支払いいたします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%、小数点第3位以下切捨て) により計算をします。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。
7. 手数料	ありません。
8. 付加できる 特約事項	○個人のお客さまはマル優 (※) のお取扱いができます。 ※マル優とは、国内に住所があり、障がい者手帳の交付を受けている方、遺族基礎年金や寡婦年金を受けることができる方が利用できる非課税制度です。詳しくはお問い合わせください。
9. 中途解約時の お取扱い	○原則、中途解約はできません。 当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、以下の中途解約利率 (小数点第3位以下切捨て) により計算した金額から税金を差し引いた利息とともに払い戻しいたします。  ① 預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合 ・6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率 ・6ヶ月以上1年未満…約定利率×50% ・1年以上3年未満……約定利率×70%  ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合 ・6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6ヶ月以上1年未満…約定利率×40%</li> <li>・ 1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×50%</li> <li>・ 1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×60%</li> <li>・ 2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×70%</li> <li>・ 2年6ヶ月以上4年未満…約定利率×90%</li> </ul> <p>③ 預入日の4年後の応当日を満期日とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率</li> <li>・ 6ヶ月以上1年未満…約定利率×40%</li> <li>・ 1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×50%</li> <li>・ 1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×60%</li> <li>・ 2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×70%</li> <li>・ 2年6ヶ月以上3年未満…約定利率×80%</li> <li>・ 3年以上4年未満…約定利率×90%</li> </ul> <p>④ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率</li> <li>・ 6ヶ月以上1年未満…約定利率×30%</li> <li>・ 1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×40%</li> <li>・ 1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×50%</li> <li>・ 2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×60%</li> <li>・ 2年6ヶ月以上3年未満…約定利率×70%</li> <li>・ 3年以上4年未満…約定利率×80%</li> <li>・ 4年以上5年未満…約定利率×90%</li> </ul> <p>(注) 中間利払い後に中途解約があった場合は、中間利払い済の利息額と当該中途解約時の利息との差額を精算します。</p> <p>中途解約は店舗（窓口）で全部解約に限り可能です（インターネットバンキングでは、中途解約はできません）。</p>
10. 税金	<p>○法人のお客さま：総合課税（非課税法人の場合は非課税）  なお、法人のお客さまにつきましては、2016年1月1日以降の満期時、中途解約時にお支払いする預金利息より国税（15%）のみを源泉徴収し、地方税（5%）は特別徴収いたしません。</p> <p>○個人のお客さま：20%の分離課税（国税15%、地方税5%）  なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお支払いする利息*は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されます。  *満期時、中途解約時および中間利払日における利息（継続時に元金に組み入れて継続することとなる利息を含む）</p>
11. 重要事項等 (預金保険を含む)	<p>○この預金は、預金保険の対象となります。預金保険で保護される範囲は、他の預金保険対象預金等（決済用預金を除く）と合算して預金者お1人あたり元本1,000万円までとその利息の合計額となります。</p> <p>○この預金は、当行が元本を保証しておりますが、万が一、当行の信用状況が大きく悪化し、預金保険事故が発生した場合等には、預金保険で保護される部分を除き、お客さまに損失が発生する可能性があります。</p>
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>○一般社団法人全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
13. その他の参考となる事項	<p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>○この預金は、BANK（BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店の総称です）では取扱っておりません。</p>

- |  |  |
|--|--|
|  | <p>○預金者に相続の開始があった場合は、解約手続をとらせていただきます。この場合における利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、預入日（継続をしたときには最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、預入日の約定利率を適用いたします。</p> <p>○個人のお客さまについては、この預金は、原則、当行本支店窓口での小切手その他の証券類、現金による預入および払戻しはできません。</p> |
|--|--|

以上